

特記仕様書

第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。
この設計書の設計積算基準は、令和8年度版土木工事標準積算基準書等を適用している。

第2条 工事着手前協議について

受注者は、すべての工事において、契約後1～2週間以内に総合評価落札方式の「履行項目」、「法定福利費」その他すみやかに協議が必要な事項について、工事着手前協議を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。
協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（第12-1号様式）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第5条 モデル工事等の実施について

受注者は、工事契約後に下記のモデル工事等の実施について、発注者に申し入れを行うことができる。

- ・ICTを活用したモデル工事
- ・建設現場環境改善モデル工事
- ・建設キャリアアップシステム活用モデル工事
- ・ASP方式の情報共有システム利用工事
- ・建設現場における遠隔臨場実施工事

第6条 電子メールを活用した情報共有について

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は「電子メールを活用した情報共有における運用指針」により実施すること。
ただし、これにより難い場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

第7条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。
運用は、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づき実施すること。

第8条 下請契約等及び使用資材について

受注者は、下請負人等を選定するときは、「岐阜県公契約条例」（平成27年3月24日 岐阜県条例第21号以下「公契約条例」という。）に基づき、県内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
また、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めなければならない。

第9条 下請負人等との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人等との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第10条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。

第11条 不当介入における通報義務について

- 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。
- 2 履行期間の延長について
受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

第12条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について

受注者は「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき照査を実施すること。

特記仕様書

第13条 工事書類の作成について

工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては「工事書類作成提出要領」に基づき実施すること。

第14条 一般的制限値を超える車両の運行について

岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号）によるものとする。

第15条 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第16条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合には、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更できることとする。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 受注者は、労働者確保に要する設計変更を希望する場合、工事着手日までに実施計画書（様式1）を作成し発注者へ協議するものとする。発注者は協議があった場合、実績変更対象費の設計計上割合を受注者へ通知する。
- 3 最終変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書（様式2-1）、各費目の集計表（様式2-2～2-8）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 4 受注者の責による工事工程の遅れ等、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 受注者から提出された書類に虚偽の申告があった場合については、法的処置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第17条 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。
- 2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項（岐阜県建設工事共通仕様書第1編共通編1-1-43第4項及び第5項）を遵守しなければならない。

第22条 まんなかホリデーの取組について

- 1 受注者は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制モデル工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。
なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。
- 2 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。
（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）

第18条 除草作業について（県土整備部発注工事のみ対象）

除草作業（準備として行うものを含む）を実施する場合は、「安全な除草作業の手引き（案）」（令和6年4月 県土整備部）に基づき対応すること。

第19条 総合評価落札方式による契約について

総合評価落札方式により契約を締結する場合にあっては、加点となる技術提案を含めた技術資料に記載された事項（第2条により協議を行った履行項目）について受注者は履行しなければならない、施工中（監督員の請求があったとき）又は工事完成時に、証明書類を提示しなければならない。

- （1）受注者の責により履行されなかった場合には、入札参加資格停止、工事成績評定の減点を行うものとする。
- （2）技術提案型総合評価落札方式の場合において受注者の責により履行されなかった場合には、上記（1）に加え、入札時に付与した加算点の再計算を行い減点分を金額換算し、減額変更するものとする。

第20条 工事現場の現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）に関する設計変更について

- 1 本工事は、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、共通仮設費（現場環境改善費）として設計変更できることとする。
- 2 受注者は、設計変更を希望する場合、対策実施前に内容、実施時期、費用等を記載した書面を作成し監督員へ協議すること。
- 3 受注者は、対策実施後に2の実施内容（設置期間、設備の種類及び規模、費用（伝票等）、設置状況（写真等））が確認できる資料を監督員に提出すること。
- 4 費用については、現場環境改善費（率計上）の100%を上限として設計変更の対象とする。なお、現場環境改善費（率計上）を計上していない場合は、率計算の対象額を基に算出した現場環境改善費（率計上）の100%を上限とする。